

背景

- ・超小型モビリティを導入する際のポイントや手順及び先行導入事例をまとめたガイドブックとして平成26年度に公表。
- ・平成30年1月の超小型モビリティ認定要領改正や、令和2年9月道路運送車両法施行規則等改正による型式指定車の発売等がガイドブックに反映されていない。
- ・一部地域では、実証よりも踏み込んだ実用的な車両導入が進められており、他地域における導入のヒントとなり得る。

改訂のポイント

- ・想定されるガイドブック利用対象として、従来の対象（観光、公務、カーシェア、宅配サービス等に関わる者）に加え、地域住民による所有を前提とした利用促進を検討する自治体・協議会・法人や在宅診療サービス等の事業者を追加。
- ・平成30年1月の認定要領改正により、認定申請者が自治体又は自治体を中心とした協議会ではなくとも、地方自治体からの了解を得た場合にも申請が可能となったこと、令和2年9月の道路運送車両法施行規則等改正により、型式指定を受けた超小型モビリティについては認定を受けずに利用が可能となったことを追加。
- ・先行導入事例を見直し、実用的な車両導入の事例を追加。